

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（平成 17 年松江市規則第 234 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（制限緩和に係る不適合既存建築物の増築等の届） 第 26 条 法第 86 条の 7 の規定により既存建築物に対する制限の緩和を受けることとなる建築物に係る同条の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（政令第 137 条の 7 及び政令<u>第 137 条の 12 第 13 項</u>に規定する範囲内のものに限る。）をする建築主は、不適合既存建築物届（様式第 18 号）の正本 1 通及び副本 1 通に次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。 （1）～（3） 略 （大規模の修繕又は大規模の模様替の認定申請に係る添付図書） 第 26 条の 2 政令<u>第 137 条の 12 第 11 項</u>又は<u>第 12 項</u>の規定による認定を申請する場合にあっては、省令第 10 条の 4 の 2 第 1 項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次の各号に掲げる図書とする。 （1）～（7） 略 2 略	（制限緩和に係る不適合既存建築物の増築等の届） 第 26 条 法第 86 条の 7 の規定により既存建築物に対する制限の緩和を受けることとなる建築物に係る同条の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（政令第 137 条の 7 及び政令<u>第 137 条の 12 第 8 項</u>に規定する範囲内のものに限る。）をする建築主は、不適合既存建築物届（様式第 18 号）の正本 1 通及び副本 1 通に次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。 （1）～（3） 略 （大規模の修繕又は大規模の模様替の認定申請に係る添付図書） 第 26 条の 2 政令<u>第 137 条の 12 第 6 項</u>又は<u>第 7 項</u>の規定による認定を申請する場合にあっては、省令第 10 条の 4 の 2 第 1 項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次の各号に掲げる図書とする。 （1）～（7） 略 2 略

附 則

この規則は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。